

島原地域広域市町村圏組合消防手帳規程

昭和47年9月7日消本訓令第3号

(趣旨)

第1条 島原地域広域市町村圏組合消防職員に貸与する消防手帳（以下「手帳」という。）については、別に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(制式)

第2条 手帳の制式は、島原地域広域市町村圏組合消防職員服制規則（昭和47年島原地域広域市町村圏組合規則第9号）の定めるところによる。

(記載事項)

第3条 手帳の記載用紙には、命令その他職務について必要な事項を記載するものとする。

(取扱い)

第4条 手帳の取扱いは、適切な注意を払い、これを保管しなければならない。

(再下附)

第5条 手帳を亡失したときは、すみやかにその日時、場所及び理由を所属長を経て、消防長に届け出て再下附を願い出ることができる。

第6条 表紙が自然破損その他の理由で、使用に堪えないときは、所属長に届け出て再下附を願い出ることができる。

第7条 前2条に規定する願い出があつたときは、更に代品を貸与することができる。

(貸与替)

第8条 用紙の余白がなくなつたときは、第6条に準じて引き替えを願い出ることができる。

(受払い)

第9条 消防本部次長は、手帳及び用紙の受払簿（[様式第1号](#)）を備え付け、受払いのつど整理しておかなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号

受払簿

月 日	摘 要	受 高	払 高	残 高	備 考	受領印